

No	意見 提出対象	スライド 条番号	申出 区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答
1	余力活用ガイド（第4版）（案）	スライド49	確認	EPRXの取引ガイド（案）スライド32にある「※4専用線のオンライン接続において、取引会員の構内設備間の通信に限り、中継サーバなどを介した無線接続の形態についても許容します。」について、余力活用ガイド側に記載がございません。これは余力活用ではこうした対応を認めないということでしょうか。			余力活用ガイドの記載漏れとなり、取引ガイドの記載と同様の扱いとなります。いただいたご意見を踏まえ、余力活用ガイドを修正いたします。
2	余力の運用規程（第4版）（案）	23p	確認	下げ調整の指令に対して対応できる最低出力とは、契約者の発電計画を基準にGC後の余力として調整可能な下限で良いか。（契約者の計画策定に支障が出ない前提での最低出力で良いか）			余力提供計画ではなく、発電販売計画の最低出力に関するお問い合わせと理解し回答いたします。下げ調整の指令に対して対応できる最低出力とは設備下限を指します。ただし燃料制約や関連法令への抵触等のやむを得ない理由がある場合はその限りではありません。
3	余力活用ガイド（第4版）（案）	全般	意見	余力活用契約の締結インセンティブについて	契約を締結することによる何らかのインセンティブを設定できないか	余力活用契約は、燃料消費の蓋然性の低下や、保有者のリソース活用の創意工夫余地を減少するなど、締結によるディスインセンティブ要素が大きく、インセンティブが小さい。逆説的に、TSO側のインセンティブが相当大きく、契約当事者間のメリットバランスが著しく悪いことが非常に大きな課題となっているため。	余力活用契約の前提としては、容量市場で将来の供給力として確保された電源の内、実需給期間に需給バランス調整や、突発的な設備故障時などの緊急時のためにGC後の余力を活用する事で社会コストの低減等、より効率的、安定的な需給調整、系統運用を実施するため、仕組みを設けることが整理されております。なお、余力活用契約における余力提供事業者の経済的なインセンティブは、需給調整市場ガイドラインに定められた「調整力 kWh 市場」での上げ調整・下げ調整双方で一定の収益が見込める点と認識しております。
4	余力活用ガイド（第4版）（案）	全般	意見	属地TSOごとに解釈が異なる、個別協議の要素の排除	全国統一ルールやガイド等における属地個別要素の排除	属地エリアやパターン違いにより、制御ロジックを複数開発する必要・可能性につながり、調整力提供コストの高騰を招きかねない	余力の運用規程や余力活用ガイドは全国的に共通する原則的な取扱いを示したものになります。属地エリアの一般送配電事業者によって使用するシステムの仕様が異なることや、システム改修等の時期も断定できず変更頻度も多いことから、お手数をおかけしますが、詳細については属地エリアの一般送配電事業者へお問い合わせいただく扱いのままとさせていただきます。
5	余力活用ガイド（第4版）（案）	P.121	意見	需給調整市場の精算も同様だが、請求の期限が料金通知から6日以内、遅くとも20日で支払いが間に合うのであれば、翌々月20日に統一すべきである。		6日以内に間に合わないケースは発生しうるが、その都度、送配電事業者に不要な問い合わせが発生するため。	いただいたご意見を踏まえ、今後検討させていただきます。